

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を
改正する規程をここに告示する。

令和8年3月18日

川崎市固定資産評価審査委員会

委員長 本間正俊

川崎市固定資産評価審査委員会告示第1号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市固定資産評価審査委員会告示 告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

（1）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第14条の表の1の項中「個人番号カードに記録された」を削り、「提示」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の委員会への送信」を加える。

附 則

この規程は、令和8年3月19日から施行する。